

「小児かかりつけ医制度」について

生まれてから就学されるまでのお子さんに対して、継続的かつ全人的に医療を提供しようとする医療機関に対して国がその資格を与える制度です。

この認定を受けた医療機関は、お子さんの病気だけを診るのではなく、成長や発育・予防接種などお子さんに関する全てのことについて、「かかりつけ医」として相談できるようになります。「小児かかりつけ医」として認定されるには、国が定めた基準を満たす必要があります。当院は以下の項目に対応していることから認定を受けることができました。

- 1) 小児科を標榜する保険医療機関である
- 2) 小児科を専任で担当する常勤の医師がいる
- 3) 初期小児救急医療に参加し、休日または夜間の診療に年6回以上従事している
- 4) 診療時間外の対応として、地域で連携する医療機関や電話相談窓口（#8000）を案内する等の対応をしている
- 5) 市町村が実施主体となる乳幼児の健康診査（健診）に従事している
- 6) 定期予防接種を実施している
- 7) 幼稚園の園医や保育所の嘱託医、地域の学校医に就任している

当院の「小児かかりつけ医制度」にご登録いただける方は、当院を4回以上受診された方で、今後も当院を継続的に受診される未就学児のお子さんです。ご登録いただいた方には、以下のように対応させていただきます。

- 1) 発熱、下痢・嘔吐、咳嗽・鼻汁、発疹など急性症状を呈された際の対応だけでなく、全ての疾患や症状について「かかりつけ医」として適切な診療や指導を行います。
- 2) 必要に応じて、より専門的な医療機関への紹介を行います。
- 3) 必要な検査を行うとともに、抗菌薬（抗生剤）の適正な使用に努めます。
- 4) お子さんの育児についても、積極的に相談を受けます。
- 5) 母子健康手帳等で乳幼児健康診査（健診）の受診状況および結果を把握し、発達段階に応じた説明や助言を行うとともに、保護者からの健康相談にも応じます。
- 6) 母子健康手帳で予防接種の実施状況を把握し、予防接種の有効性・安全性やスケジュール管理等に関する説明を行います。
- 7) 発達障害の疑いのあるお子さんについて相談に応じるとともに、必要に応じて専門的な医療機関に紹介をします。
- 8) 診療時間内での緊急の相談については原則として当院で対応します。夜間や休日など診療時間外の対応については、地域の連携病院や時間外・休日診療所、電話相談（#8000）をご利用ください。またメールにて相談を受けるようにもしていますが、時間帯によっては対応できない場合があること、また医療相談等にはお答えできないことをご了承ください。